

佐藤千登勢 著

『アメリカ型福祉国家の形成——1935年社会保障法とニューディール』

(筑波大学出版会, 2013年, 3,456円)

本書は、1935年社会保障法とそれが作り出した社会保障制度に内在する問題について、四つのテーマ（労働立法としての社会保障法、ニューディール以前の政策との連続性と断続性、オルターナティブの封じ込め、連邦主義と主権論）を軸に考察したものである。ニューディール史の研究では同法の限界を、自助や個人主義といったイデオロギーの根強さ、政治制度の特殊性、司法上の制約から説明することが多いが、本書はそうした要因にとどまらず、「ニューディール政策の一環として社会保障法が制定されたことの歴史的な意義を検討することによって、同法がその後のアメリカの福祉国家としての歩みをいかに制約したのかという問題を考え」ようとしている。

第1章は、1935年社会保障法がニューディールの雇用・失業対策とどのように関連付けられながら完成したのかを明らかにしている。第2章は、企業の自律性を最優先させたアメリカの失業保険制度の特徴が1932年に成立したウィスコンシン州失業補償法に起因するのではないかという観点から、同法から1935年社会保障法への連続性について考察している。第3章は、1935年社会保障法によって導入された児童扶助の成立を、その前身とされる母親年金との関連に着目しながら検討している。

第4章は、社会保障法の立案のために1934年に設立された経済保障委員会（CES）が社会保障の立案過程において行った選択を検討することによって、1935年社会保障法のオルターナティブがどのようなものであり、それがいかにして立案において封じ込められたのかを明らかにしている。第5章は、健康保険をめぐる主な議論の場となったCESの医療諮問委員会に着目し、特に医療関連の立案を主導したサイデンストリッカーやフォーカクの構想が反対派の圧力を受けながらどのように変化し、最終的にいかなる状況の下でCESが健康保険の実現を見送ったのかを明らかにしている。第6章は、保守的なマシーン政治が州政府を支配し、アメリカの中でも当時最も社会福祉プログラムの導入が遅れていたヴァージニア州において、社会保障法のプログラムが受容された経緯を検討することによって、連邦主義と州権論が社会保障法の施行に与えた影響を考察している。

本書を通して、現在のアメリカ型福祉モデル、すなわち市場による所得比例と政府による最低保障の組み合わせで、政府による給付はスティグマを伴う選別的なものであるような制度が、どのような歴史的文脈において形成されてきたのかを理解することができる。また本書は豊富な一次史料に依拠した実証的な研究である一方で、学会誌等に掲載された初出論文に説明を加えたりすることによって、アメリカ史を専門としない読者にも理解しやすいように配慮されて書かれている。少子高齢化が社会保障の役割と規模の拡大を要請し続けている現在、今後の社会保障の在り方を考察する上でも幅広い読者にとって非常に有益である。

小野直子（富山大学）

森本あんり 著

『アメリカ的的理念の身体——寛容と良心・政教分離・信教の自由をめぐる歴史的実験の軌跡』

(創文社, 2012年, 5,616円)

本書は、副題にあるように寛容と良心、政教分離、信教の自由を取りあげた三部構成からなる。政治哲学や思想史の問題としてよりは、著者の専門である神学を踏まえた議論であり、日本人研究者が見落としがちな神学的背景は、アメリカの政教関係を理解するうえで留意すべき点であろう。本書の力点は、あくまで「正統」側の主流派教会がこの3点をめぐってどのように宗教的・社会的秩序を形成してきたかを論じることにある。評者は、日系アメリカ人の宗教史を研究しているので、その関心から紹介をしたい。

第一部は、ロジャー・ウィリアムズを主な事例として、ヨーロッパ中世の寛容論と良心論が初期アメリカ社会に引き継がれたことが論じられている。諸宗教の共存と尊重という今日的な意味合いと異なり、本来なら排除すべき「異端」を迫害すると国益を損なうという政治的配慮から、教会という「正統」が生みだした便法であった。宗教的・社会的逸脱者としてマサチューセッツ湾植民地から追放されたウィリアムズは、彼が創設した植民地では「正統」として、異なる信仰をもつ人々からの「良心の自由」の主張を前に、彼らに制裁を加える。このような矛盾を経て、少数派が迫害を受ける公定教会制度を廢止し、政治権力が個人の良心に介入しないことを修正第一条で保障する、アメリカが誕生した。

政教分離を扱う第二部では、建国の父祖らの思想はあまり論じられないが、少数者の信教の自由を守るよりも税負担という世俗的な問題として捉えられていたことや、ウィリアムズの政教分離論が後世の研究者により評価が変わってきたこと、聖職者の公職就任をめぐる議論が論じられている。

第三部では、高等教育重視のピューリタニズムの反動としての反知性主義、「大覚醒」がもつ大衆的な側面とその政治利用、教会の「女性化」とその反動としての男性的強調といった現象が、信教の自由の帰結として論じられている。表題の「アメリカ的的理念の身体」とは、取りも直さず、男性性や肉体性と結びついたキリスト教であることが示される。

著者の該博な知識が各章で詳細に披瀝されるが、初期アメリカにおける政教関係をめぐる議論は、今日の現象との関連がみられる場合でも、その間に多くの変遷を経ているはずである。黒人奴隸や陸続とやってくる移民、先住民族という「異端」の宗教が、アメリカ宗教史において主流派教会の言説とどう関わり、それをいかに変えてきたのか。そのダイナミクスは、男性性と結びついたキリスト教のみが「アメリカ的的理念」として社会秩序を形成する中心的役割を担ったというにとどまらない、多様なアメリカ宗教史像を示していないだろうか。

評者の関心に即していえば、日系アメリカ人の強制収容時に行われた忠誠質問で、キリスト教、仏教、神道という属性が点数化されていたことに関連して、政治的秩序の維持のために、当時は仏教や神道という「異端」の排除が重要事項とみなされたことが推察できるが、これに対して著者はどんな答えをおもちだろうか。9.11以降のイスラームへの対応とも関わる問題として、うかがってみたいと思われた。

守屋友江（阪南大学）